

別表第2（第4条関係）

騒音に係る指定施設

番号	施設の名称		規模又は能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	原動機の定格出力が15kW以上22.5kW未満であること。
		(2) 機械プレス	呼び加圧能力が20重量トン以上30重量トン未満であること。
		(3) せん断機	原動機の定格出力が1.5kW以上3.75kW未満であること。
		(4) 自動旋盤	すべて該当
		(5) 平削盤	すべて該当
		(6) 乾式研磨機	工具を除きサンダーを含む。
		(7) 自動ヤスリ目立機	すべて該当
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が2.2kW以上7.5kW未満であること。
3	土石用又は鋳物用の石材引割機		原動機の定格出力が7.5kW以上であること。
4	繊維機械	(1) 紡績機	原動機を使用するものに限る。
		(2) 工業用動力マシン	同一事業場に10台以上設置されているものに限る。
5	建設用資材製造機械	(1) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.3m ³ 以上0.45m ³ 未満であること。
		(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が150kg以上200kg未満であること。
		(3) コンクリートブロック製造機	すべて該当
6	木材加工機械	(1) 帯のこ盤	製材用のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のものに限る。
		(2) 丸のこ盤	製材用のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満のものに限る。
7	冷凍機		原動機の定格出力が5.2kW以上であること。
8	クーリングタワー		原動機の定格出力が1.5kW以上7.5kW未満であること。
9	ドラム缶洗浄機		原動機を使用するものに限る。
10	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が15kW以上であること。
11	自動洗瓶機		すべて該当
12	集じん装置		原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
13	直火炉		液体燃料を使用するもので、バーナーの最大燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上のものに限る。